

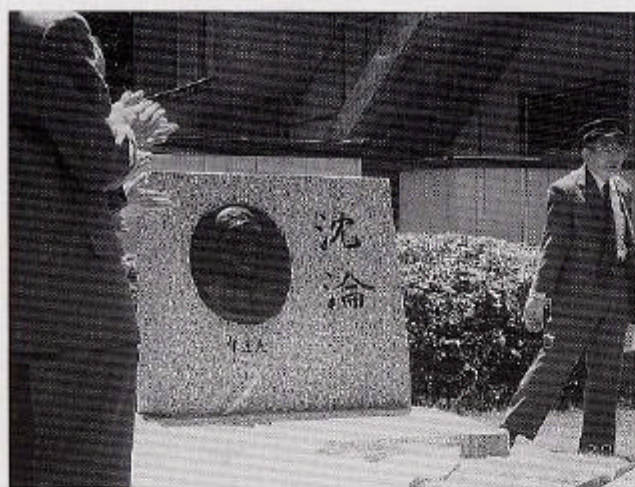
名古屋大学史資料室ニュース

<http://nua.jimu.nagoya-u.ac.jp/>

第5号

目次

一物理学者から見た 名古屋大学史資料室	2
「稿本 名古屋大学五十年史」 について	3
史林遍歴 (3)	4
資料室日誌 (抄)	7



第八高等学校創立90年記念「郁達夫文学碑」除幕式 (1998年6月30日)

一物理学者から見た 名古屋大学史資料室

名古屋大学史資料委員会副委員長
水 貝 俊 治

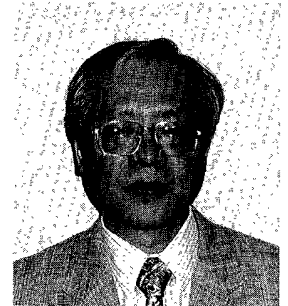
私は1995年に名古屋大学に赴任してきたので、50年史編纂の苦勞を知らないで名古屋大学史資料委員になった。常任委員会でも篠田弘資料室長を初め資料室のスタッフが用意された報告を聞き議題に賛成するだけで、資料室の仕事は理系の仕事とずいぶん違うと実感している状態である。

私事で恐縮ですが、私は小さい頃自分で工作をしたり、自然科学的なことを考えるのが好きだった。解説書には潮の干満は海水が月に引かれて起こると書いてあるが、もしそうだとすると1日1回しか干満が起こらないのに2回起こるのはなぜだろうかなどと考えたのものである。自然現象が相手なら自分でも何か新しいことを見つかることができるのではないかと考えたのが現在の実験物理学へ進むきっかけになっている。それに対して歴史は苦手な分野だった。

理系の研究は自然が相手で、誰がいつ研究を行っても同じ結果が得られることが本質であるから、プライオリティが重要になる。しかも非常に進歩が早いので新しい論文に価値があり、古くなるほど値打ちが下がっていくような考え方になる。論文の引用でもほとんどは最近10年間のもので、学部や大学院で学ぶ教科書に載っているようなことは共通の基礎知識として引用もしないことが多い。教育にしても、日常の常識とは異なる量子力学を教えるのに、量子力学が形成されていった過程の前期量子論から始めるべきか、完成された数学的に美しい形式で始めるべきか繰り返し議論されている。このように物理学では新しいものを求める気風が強いので、歴史学とは研究スタイルがずいぶん異なっている。物理学の分野にも物理学史を研究しているグループがいるが、学会内でも虐げられていると訴え続けているのが現状である。

物理学教室では6月13日頃に物理学教室憲章記念日を設けて講演会とスポーツ大会を行っている。名古屋大学50年史を読んで憲章がどのような過程で生まれてきたかを知った。その中心的役割を果たしたのは坂田昌一教授で、戦後の大学管理法案から大学の自治を守るためには大学を活性化させる必要がある、という考えで制定されたことが分かった。当時活性化の障害になっているのは封建的な教授の独裁体制であるからこれを排除し、デモクラシーの原則に基づき学生も参加する教室会議を教室の最高議決機関とした。この制度は現在も生きているが、大学院重点化後は各研究室から代表1人が出る運営委員会ではほとんどの決定が行われ、教室会議で覆ることもなくなった。一見逆行しているように見えるかもしれないが、憲章制定の動機である教授の独裁体制が若い研究者の意欲を押さえているという現象が今も成り立っているかと

言えば、そうではない。当時は量子力学が生まれて間もなくであり研究成果の蓄積が少なかったので、教授も学生も同じ土俵で研究を行うことができた。しかし今では膨大な研究の蓄積があり、しかも毎年新しく出てくる成果が年を追うごとに増加してきている。インターネットで論文が



飛び交う時代である。そのため少しでも広い範囲を研究しようとする、いつまでたっても最前線に出られないことになる。それでは論文数の競争に勝てないので、学生は極めて狭い分野の研究を行い両脇をシニア研究者に支えてもらうという形になっている。当初のすべての研究者が同じ権利を主張するという体制から現在の実状はかなり異なっている。しかしそれが研究の活性化という共通の理念に基づき現代的な解決方法であると考えられる。このように大学史を振り返ると、教室の運営体制が学問の発展にどのように対応してきたかが分かって面白い。

物理学教室では当時の気風を残すべく、貴重なスペースを割いて坂田記念資料室を作り、資料を保管している。外国では歴史的な研究や実験装置を展示しているところも多い。大学も歴史を重ねていくとそれぞれの時代にどのような問題が起こり、それが現在にどのような影響を及ぼしているかがすぐに分かるような体制が重要になってくる。大学史資料室はそのような役目を担っており、10年後、20年後にはその役割は益々重くなっていくと考えられる。

(名古屋大学大学院理学研究科教授)

『稿本 名古屋大学五十年史』について

名古屋大学史資料室長 篠田 弘

名古屋大学は1939（昭和14）年の名古屋帝国大学創設後、1989（平成元）年に創立五十周年を迎え、種々な記念事業が考えられたが、その中核的なものとして名古屋大学五十年史の刊行が企画された。1985年11月開催の名古屋大学史編集委員会において、「名古屋大学史」は通史編、部局史編、年表・資料編ならびに写真集で構成されることが決定されている。しかしこの構想には、『稿本名古屋大学五十年史』は入っていない。稿本五十年史は、通史編纂の過程で生まれたものであり、発行部数も少なく、関係者以外にはその存在があまり知られていないこともあり、この紙面を借りて稿本五十年史の刊行経緯・性格等についてその概略を述べる。

名古屋大学史は、創立五十周年にあたる1989（平成元）年度末までに刊行を終了する計画がたてられていたが、各部局固有の事情もあり、部局史の完成が大幅に遅れた。編集委員会では、部局史作成の過程で各部局関係資料が発掘され、それを通史作成に生かすことができると考えたため、部局史作成の停滞は、直接的に通史作成の遅延につながった。さらに、通史執筆担当者は各部局において部局史の作成にも関わっており、部局史と通史を平行させて作成することは困難な状況であった。そのためまず部局史の作成を先行させることとなった。このような刊行計画の見直しのため、通史の作成期間が短縮されることとなり、そのため多数の通史執筆者と執筆内容等について検討をする時間を持つことが困難になることが予測された。

このような事情もあって、1990（平成2）年6月、第20回編集委員会において、通史に関しては、通史執筆担当者が執筆した原稿をそれぞれ署名入りの論文にして、これを稿本として刊行し、それをも（第一次原稿）にして、編集室の責任において全体構成の組み替え、重複または不足箇所の加除修正、字句・表現の統一等を行ない通史原稿を作成するという方式をとることが認められた。ここで、「名古屋大学史」刊行計画のなかに新たに「稿本」が加えられたのである。

1993年にいたり、「通史」編集用の「稿本」の編集および刊行の具体的作業を進める段階に入り、次に示すような具体的な要領や方針が定められた。

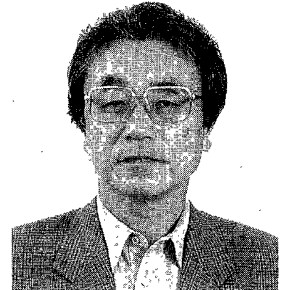
I. 稿本名古屋大学五十年史編集要領

1. 『名古屋大学五十年史』（通史編）を編集するための第一次稿（基礎原稿）として『稿本名古屋大学五十年史』（以下、『稿本』という）を作成する。
2. 『稿本』を作成するための委員会として、稿本名古屋大学五十年史編集委員会を設置する。

稿本名古屋大学五十年史編集委員会は、その責任

において『稿本』を編集する。同委員会は、『稿本』の刊行後に『稿本』刊行までの経緯につき、編集委員会に報告する。

3. 稿本名古屋大学五十年史編集委員会は、常任編集委員から構成されるものとする。同委員会委員長は、編集委員会委員長とする。
4. 『稿本』は、論文集の性格を持つものとし、個々の論文内容の責任は各執筆者が負うこととする。
5. 『稿本』の配布先は、原則として執筆者、編集委員、各部局とする。各論文の抜き刷り50部を当該執筆者に配布する。



II. 『通史』の第二次原稿作成から刊行までの編集方針

編集室は、第一次原稿（『稿本』）を基にして、第二次原稿を作成する。編集室は、第二次原稿を編集委員会に提出し、編集委員会での承認後、入稿する。

（1993年2月第30回名古屋大学史編集委員会決定）

このようにして、名古屋大学史常任編集委員会が『稿本』編集委員会となり、編集が進められたが、稿本の原稿の提出は遅々として進まなかった。そのため、計画では2分冊（1300頁）であったものを、出来上がったものから章別に分冊し印刷製本する方式がとられることとなった。常任編集委員会で説明された理由は次のようである。

（1）すでに提出された第一次原稿はできるだけ早く印刷して学内に配布することが望ましい、（2）編集委員会および全学に対して大学史編集の進捗状況を示すことが必要である、（3）またそのことによって原稿提出が促進されることも見込まれる。

このような経緯を経て、『稿本 名古屋大学五十年史』は、1993年12月から順次刊行されていった。全11巻、各150部である。『稿本』に収められた通史第一次原稿は、先に示した編集要領にあるように、執筆者各自の個人論文としての性格をもっている。そのため、『稿本』の編集にあたっては、節・項・目等の区分のような論文の体裁から内容に至るまで、基本的に執筆者の責任とされ、全体としての統一はあえてとられていない。割り当てられた名古屋大学史の分節の中で、それぞれの執筆者が、何をどのように取り上げたかという問題もまた興味がある。紙幅の制約もあり、章・節のテーマや執筆者等については、『稿本』十一を参照されたい。

（名古屋大学教育学部教授）

史林遍歴（その3）

「没収図書指令綴」について

はじめに

本資料室には、GHQ/SCAPが発した指令・覚書類やそれらに基づく文部省からの通知・調査依頼、さらにそれに対する名古屋帝国大学の回答文案などを綴じたファイルが6冊残されている。各ファイルにつけられたタイトル（作成部署）は次の通りである。

- ①「S20 連合軍に関する通牒綴」（秘書掛）
- ②「S21 連合軍最高司令官部発 没収図書指令綴」（庶務課）
- ③「S21 連合軍指令綴」（庶務課）
- ④「S22 連合軍指令綴」（庶務課）
- ⑤「S23 連合軍指令綴」（庶務課）
- ⑥「S24 連合軍指令綴」（庶務掛）

現在、本学に残された「連合軍指令」関係のファイルで本資料室で確認しているのは上述の6冊のみである。上記タイトルから推察できるように、ファイル②はGHQ/SCAPから出された指令・覚書類の中から特に没収図書に関するものを別綴じにしたものである。

本稿では、ファイル②を主な資料として、名古屋帝国大学における「宣伝用刊行物」回収措置の動向を紹介したい。

覚書「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」

周知のように、占領下の日本では、GHQ/SCAPから日本政府に対して数多くの指令や覚書が発せられた。これらのうち教育関係の主なものは『終戦教育事務事務処理提要』（全4巻、以下「提要」という）にも収録されているが、提要第2集の中には1946(昭和21)年3月17日付でGHQ/SCAPが日本政府へ発した「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」と題された覚書がある。これはAG 311.7 (17 Mar 46) CI, SCAPIN-824と呼ばれる覚書であり、その内容（和訳）は次のとおりである¹⁾。

- 一 日本政府ハ左ニ列挙スル宣伝用刊行物ヲ倉庫、書肆、書籍業者、出版会社、配給機関及一切ノ商業機関ヲ含ム総テ公共経路及右出版物ヲ大量ニ所有スル政府諸機関ヨリ蒐集スベシ
〈10種類ノ出版物名省略一引用者〉
- 二 右出版物ハ中央倉庫ニ蒐集保管セラルベシ パルプ用トシテ之ヲ処分スルコトニ関シテハ追テ当司令

部ヨリ指令アルベシ

三 昭和二十一年三月三十一日ヨリ十五日及月末ノ二回定期報告ヲ連合国軍最高司令官総司令部ニ提出スベシ

右報告書ニ含マルベキ事項左ノ如シ

- (イ) 其ノ期間中ニ蒐集セラレタル出版物ノ名称及部数
- (ロ) 出所及各出所毎書物名及部数
- (ハ) 出版物ノ累計
- (ニ) 重量
- (ホ) 保管個所ノ明細位置

四 民間ノ家庭又図書室ニアル個人ノモノハ本指令ヨリ除外ス

右依命通牒ス

高級参謀副官部長 代将 B・M・フィッツ

敗戦直後のこの時期、軍国主義・超国家主義的教育を排除する目的で、学校教育現場における修身、日本歴史および地理の授業を一時的に停止させる指令が出されたが、同指令に基づき当該教科の教科書ならびに教師用参考書が一斉に回収されたことは有名である。

冒頭で述べたファイル②は、この教科書・教師用参考書回収とはほぼ同趣旨に基づき、学校教育用図書以外の刊行物に対して取られた回収措置である「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」に関する一連の文書を綴じたものである。「宣伝用刊行物」とは“propaganda publication”の和訳であり、軍国主義・超国家主義的イデオロギーの教化・鼓舞を目的に刊行された一般書籍類をさしている。

こうした「宣伝用刊行物」の回収措置に関する覚書は、SCAPIN-824以降、1947年2月末日までに断続的に数十回にわたって追加発令され、この間に約770種の書籍が回収指定を受けたとされている²⁾。

名古屋帝国大学の対応

表（次頁）は、ファイル②の全文書およびファイル④～⑥中の関連文書を中心として、1946（昭和21）年3月17日付分以降、1947年10月27日付分までの「宣伝用刊行物」回収措置に関わる文書の流れを一覧にしたものである。この表から、以下の諸点を指摘することができる。

第1に、GHQ/SCAPによって日本政府に対して発せられた指令・覚書が文部省（学校教育局）を経て関係教育機関（名古屋帝国大学）へ伝達される経過を読み取ることができる。すなわちGHQ/SCAPの指令・覚書は、基本的にはGHQ/SCAP→日本政府→文部省学校教育局→名古屋帝国大学（総長→附属図書館長→総長）→文部省学校教育局という経路で処理されている。

第2に、GHQ/SCAPから発せられた指令・覚書が文部省（学校教育局）を経て名古屋帝国大学に通知されるまでの期間、あるいは文部省からの通知が附属図書館での調査

表 「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」関連文書の流れ

指令・覚書名〈作成者補足〉	典拠	GHQ/SCAP	文部省	名古屋帝国大学	
				図書館長	総長
宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件〈10種〉	◎	46/3/17	46/4/8	46/5/13	46/5/24
宣伝用刊行物ノ没収ノ件 補遺第1号〈6種〉	◎	46/3/27			
宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件(追加第2号)〈16種〉	◎	46/4/15	46/4/24	46/5/20	
宣伝用刊行物没収の件-追加第3号〈16種〉	◎	46/4/30	46/5/17	46/6/25	46/6/26
宣伝用刊行物の没収について-明細書	◎	46/5/2			
宣伝用出版物没収に関する件〈追加第4号 14種〉	◎	46/5/17	46/6/5	46/7/5	46/7/9
宣伝用刊行物没収の件-追加第5号〈11種〉	◎	46/5/31	46/6/10	46/7/8	46/7/11
宣伝用刊行物没収に関する件-追加第6号〈11種〉	提要	46/6/10	46/6/24	46/7/19	46/7/27
宣伝用刊行物押収の件-追加第7号〈5種〉	◎	46/7/1	46/7/8	46/8/9	46/8/14
宣伝用出版物没収書名-追加第8号〈17種〉	提要	46/7/31	46/8/14	46/8/24	46/8/31
宣伝用刊行物没収に関する件-追加第9号〈38種〉	◎	46/8/15	46/8/23	46/9/?	46/9/14
宣伝用刊行物の没収の件(追加第10号)〈15種〉	◎	46/8/31	46/9/13	46/9/25	46/10/??
図書の没収に関する件	②	46/10/??	46/11/28	—	—
宣伝用出版物押収の件-追加第11号〈17(楽譜13)種〉	②	46/10/2	46/10/16	46/10/24	46/10/30
宣伝用刊行物没収の件-追加第12号〈12種〉	②	46/10/31	46/11/12	46/11/25	46/11/2?
〈宣伝用出版物没収書名リスト 追加第13号 41種〉	④	46/12/2	46/12/13	47/1/10	47/1/13
宣伝用刊行物没収の件-追加第14号〈19種〉	②	46/12/17	46/12/24	47/1/16	47/1/1?
宣伝用刊行物没収に関する件(追加第15号)〈27種〉	④	46/12/31	47/1/14	47/1/31	47/2/5
宣伝用刊行物没収について	④	47/1/23	47/2/7	—	—

※〈〉内の種数は、回収を指定された書籍タイトル数を示している。

※「典拠」欄は、提要が終戦教育事務処理提要、②がファイル②、④がファイル④、◎が提要とファイル（②または④）の両方を意味する。

※表中の日付は、すべて指令・通知・回答文書に付された日付を記した。

を経て再び文部省に回答されるまでの期間に少なからぬ幅が認められることがわかる。

具体的には、GHQ/SCAP発から文部省発までに1週間～3週間、文部省発から附属図書館長発までに1週間～5週間、附属図書館長発から総長発までに1日～2週間の幅が認められるのである。この幅の長短は、指定書籍種数の多少に原因を求められる性質のものではないと思われる。

第3に、名古屋帝国大学としては「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」に関連して計14回の回答を行っていることがわかる⁹⁾。ただし、これら回答の内容はほぼ同様であり、附属図書館長からの当該調査結果の書面報告を受けた上で、およそ次のような文面での回答がなされている。

昭和21年7月11日

名古屋帝国大学総長 田村春吉
文部省学校教育局長 日高第四郎殿

宣伝用刊行物の没収に関する件回答

標記の件につき6月10日附発学182号により追加第5号のご通知がありましたが調査の結果当大学には該当物件はありませんので右御回答申し上げます

学校教育局による一連の調査依頼では、計275種の書籍の回収が指示されていたが、名古屋帝国大学には該当書籍が1種もなかった旨回答されているのである。大学附属図書館に該当書籍が全く存在しなかったという回答は一見して奇異であるように受け取れるが、その背景として、名古屋帝国大学は医学部、工学部、理学部の3学部で構成

されたいわゆる理科系大学であったこと、回収対象とされた書籍は主として「風俗小説や…大衆雑誌…戦意昂揚もの、皇国史観、超国家主義のもの」であったことなどが考えられる⁶⁰⁾。

しかし、さらに指摘できることは、既述のAG 311.7(17 Mar 46)CI,SCAPIN-824の文面が多義性を有していたことである。第4項で「民間ノ家庭又ハ図書館ニアル個人ノモノ」は除外することが明記されているように、同覚書はいわゆる書籍流通経路ならびに大量の書籍を所有する政府諸機関における宣伝用刊行物の回収(第1項)を目的としたものである。

その点において、同覚書における大学附属図書館とりわけ直轄学校である帝国大学附属図書館の位置づけは微妙なものであったと考えられる。しかし、現実問題として文部省は学校教育局長名で一連の書籍回収指令を通知していたのであるから、その時点では同覚書の対象として帝国大学附属図書館も含まれるとの判断を行っていたとみなければならないであろう。

書籍回収範囲の明確化

書籍回収対象の範囲についての多義性を認識した上での対応かどうかは定かでないが、GHQ/SCAPは1946(昭和21)年5月2日付で覚書「宣伝用刊行物の没収について一明細書」を発している。この覚書の内容は、AG 311.7(17 Mar 46)CI,SCAPIN-824を修正するものであった。具体的には、私宅にある個々の書籍は回収対象としないこと、図書館(公立図書館を含む)については当該書籍1冊のみ所蔵を認めることを指令したものである。

また、1946年10月にGHQ/SCAPは覚書「図書館の没収に関する件」を発している。これは、覚書に対する過剰反応、すなわち回収指定された以外の書籍をも回収する行為を厳に戒めるものであった⁶¹⁾。

さらに、GHQ/SCAPは翌1947年1月23日付で覚書「宣伝用刊行物没収について」を発している。これは、以後学校、図書館、個人からの書籍回収を一切禁止することを指令するものであった。

これら3つの覚書は、いずれも既述のAG 311.7(17 Mar 46)CI,SCAPIN-824段階では十分に整理されていなかった点、すなわち個人または図書館所蔵書籍の扱いに関して明確な指針を与える目的で出されたものと思われる。いずれにしても1947年1月の覚書以降に直轄学校である名古屋帝国大学で新たな回収書籍調査が行われたことを裏づける文書は残されていない。

結びにかえて

本稿では、本資料室に残された終戦直後の事務文書綴に依拠して「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」に対する名古屋帝国大学の対応について取り上げた。

周知のように、新制名古屋大学は旧制名古屋大学、同

附属医学専門部、第八高等学校、名古屋経済専門学校、岡崎高等師範学校を包括して設置された。その点から考えると、当然のことながら各包括校においても「宣伝用刊行物ノ没収ニ関スル件」に関わる一連の対応が行われたことは明白である。

今後、こうした包括校関係資料の収集・整理がさらに進展し、当該資料を発見することができれば本稿との比較考察を行える可能性が残されている。

〔注〕

- (1)文部大臣官房文書課『終戦教育事務処理提要』第2集、1946年4月、pp.139-143.
- (2)松浦総三「知られざる占領下の言論弾圧」思想の科学研究会編『共同研究 日本占領』徳間書店、1972年、p.226.
- (3)文部省学校教育局から名古屋帝国大学宛に出された該当図書調査依頼通知は計15回であったが、最初の2回分を一括回答しているため回答文書は14回となっている。
- (4)前掲「知られざる占領下の言論弾圧」p.226.
- (5)この覚書が出された背景には、島根県下の歴史研究会有志によるGHQ/SCAPへの抗議・請願活動があったとされている(前掲「知られざる占領下の言論弾圧」pp.222-224.)。

(山口拓史)

資料室日誌（抄）

- 3月 2日 甲南大学広報室より、資料室規程等につき照会。
- 3月 9日 名大工学部源勝磨教授より、資料受贈。
- 3月10日 東北大学百年史編纂室員2名、年史編纂体制等につき照会のため来室。
- 3月12日 埼玉大学教員2名、年史編纂体制等につき照会のため来室。
- 3月17日 加藤総長より、資料受贈。広島大学教員3名、年史編纂体制等につき照会のため来室。
- 3月18日 加藤総長より、資料受贈。
- 3月20日 『名古屋大学史資料室ニュース』第4号、刊行。
- 3月23日 加藤総長より、資料受贈。名大経理部情報処理課事務員、資料閲覧のため来室。
- 3月31日 加藤総長より、資料受贈。『名古屋大学史紀要』第6号、刊行。
- 4月 6日 名大施設部施設計画推進室員、資料閲覧のため来室。
- 4月 8日 岐阜大学附属図書館より、全国大学資料室一覧につき照会。
- 4月15日 中村助手、名大初任職員研修にて「名古屋大学の歴史」講義。
- 4月21日 名大施設部元事務員、名古屋高等商業学校関係資料照会のため来室。
- 4月23日 南山大学50年史作成小委員会室員、大学史編纂に関する調査のため来室。
- 4月27日 名古屋大学史常任資料委員会（第11回）開催。「平成10年度名大授業時間割の調査について（依頼）」を、学内各部局に送付。
- 4月28日 「名古屋大学史紀要第7号掲載原稿の募集について（依頼）」を、学内各部局に送付。
- 5月 7日 名大総務部総務課事務員、名大キャンパス風景写真の照会のため来室。
- 5月15日 名古屋大学史常任資料委員会（第12回）、名古屋大学史資料委員会（第7回）開催。
- 5月18日 江藤恭二名誉教授、写真等資料寄贈の件で来室（20日受贈）。名大経理部情報処理課事務員より、汪兆銘関係資料受贈。
- 5月26日 南山大学50年史作成小委員会室員より、昭和21～22年当時の文部省人事につき照会。
- 5月27日 東京大学史史料室員より、1943年の特別研修生関係資料につき照会。
- 5月30日 山口助手、甲府市出張（日本教育法学会、31日まで）。
- 6月 1日 中埜築三名誉教授より、資料受贈。
- 6月 2日 名大施設部施設計画推進室員、資料閲覧のため来室。
- 6月 5日 名大文学部三鬼清一郎教授より、資料受贈。
- 6月 9日 名大施設部施設計画推進室員、資料閲覧のため来室。
- 6月15日 名大文学部学生、資料調査のため来室。名大教育学部事務員より、占領期の文書につき照会。
- 6月16日 名大文学部教員より、資料室利用方法につき照会。
- 6月18日 学習院大学五十年史編纂室員より、昭和20年代の名古屋地方紙につき照会。
- 6月19日 学習院大学五十年史編纂室員より、1952年大学対抗オートレース開催関係資料につき照会。
- 6月23日 南山大学50年史作成小委員会室員より、大学史編纂につき照会。
- 6月26日 名大施設部施設計画推進室員、資料閲覧のため来室。
- 6月30日 名大で、第八高等学校創立90年記念「郁達夫文学碑除幕式」、「郁達夫学術講演会」開催。名大大学院工学研究科渡邊豊英教授より、資料受贈。
- 7月16日 名大文学部教員より、早稲田大学史につき照会。
- 7月17日 名大文学部教員、資料閲覧のため来室。名古屋大学史常任資料委員会（第13回）開催。
- 7月24日 岐阜県立高校教員、岐阜県教育史関係資料閲覧のため来室。学習院大学五十年史編纂室員、資料調査のため来室。

Nagoya University Archives

Nagoya University Archives(NUA) was founded in April 1996, as a inside measure in Nagoya University. NUA has its origins in the Office of the Compilation of the History of Nagoya University established in April 1985, which edited “Fifty Years History of Nagoya University”. The publication was planned as one of commemorative works for 50th anniversary of Nagoya University.

NUA collects and archives all kinds of historical materials on Nagoya University. Its purpose is not only the collecting of the above materials, but the research on the history of Nagoya University, moreover that of higher education. NUA’s holdings are institutional records, University or other publications, oral history collections, drawings, photographs, memorabilia collections, manuscripts, faculty papers and so on. NUA provides information and records created by, for, and about the University to faculty, staff, students, and the public for research.

The office consists of several teaching staffs of School of Education and School of Letters.

名古屋大学史資料室	
室長	篠田 弘 (教授・併任)
専任室員	神谷 智 (助手)
	中村 治人 (助手)
	山口 拓史 (助手)
事務員	増田 よしみ

題字 加藤延夫前総長

名古屋大学史資料室ニュース 第5号
Nagoya University Archives News No.5

発行日 1998年9月16日 (年2回刊)
編集発行 名古屋大学史資料室
名古屋市千種区不老町〒464-8601
電話(052)789-2046・2048
印刷 株式会社荒川印刷
名古屋市中区千代田2-16-38